

魚沼市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度事業評価シート

施策(網掛け)及び 取組・事業	担当部署	事業の内容	計画における目標値										事業実施状況			H27評価・検証結果			備考	
			H27		H28		H29		H30		H31		H27			課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見		
			見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	確保	実績	実施状況					
2-1.幼児期の教育・保育															(単位:人) 確保 実績 実施状況					
1号認定 (3~5歳 学校教育のみ)	子ども課	保育園、幼稚園、認定こども園等において、就学前の幼児の保育、教育を実施する事業です。	203	295	196	240	191	240	185	240	180	240	295	24	子ども・子育て新制度により幼稚園教育の希望や保育の必要量・理由を調査する中で、利用調整を実施しました。 2号3号認定を受けている方には現況調査を実施しました。	希望する幼稚園へ入園を確保することができました。	28年度にはすもんども園が市内初の認定こども園として開園しますが、1号ニーズに対応するため、今後も既存の保育園の認定こども園への移行を検討します。		P57	
2号認定 (3~5歳 保育の必要性あり)			584	988	567	958	550	958	533	958	514	958	988	674				希望する保育園へ入園を確保することができました。		P57
3号認定 (0~2歳 保育の必要性あり)			367	342	370	382	372	382	373	382	374	382	348	348				年度途中入園の場合、第一希望の園に入園することができなかった場合は、他園を案内することで保育の確保をすることができました。		P57
3-1.利用者支援事業															実施状況					
利用者支援事業	子ども課	子どもや保護者が保育園、幼稚園での教育・保育や放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	制度上の「利用者支援事業」は実施していないものの、子ども課、子育て支援センター、保育園・幼稚園では入所案内や子育てサービスの紹介はもちろんのこと、子育て世代の様々な悩み相談に対応しています。	今年度は園開放事業のPRを強化したことにより、保育園で未就園児の相談対応が可能なことをお知らせすることができました。	市の関係職員による子育てサービスの勉強会を行い、適切な相談支援の実施を目指します。		P59		
3-2.地域子育て支援拠点事業															(単位:利用延人数) 実績 実施状況					
地域子育て支援拠点事業	子ども課	子育て支援センター等で、子育て中の親子の交流や育児相談、子育て関連の情報提供等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図るとともに、地域の子育てサークルの活動を支援します。	17,000	17,000	16,000	16,000	15,000	15,000	14,000	14,000	13,000	13,000	18,500 (見込み)	魚沼市子育て支援センターでは広場開放を月曜日から金曜日の9時から16時、土曜日は9時から11時30分、守門健康センター、入広瀬保健センターでそれぞれ年10回の出張広場を実施、堀之内子育て支援センターの広場開放を堀之内なかよし保育園に移転し、月曜日から金曜日の9時から15時で実施しました。 各保育園等で年1回から10回程度の園開放事業を実施しました。	利用者のニーズにこたえ土曜日の広場開放を隔週から毎週実施に拡大したこともあり、利用者数は増えています。	このまま継続していきます。		P59		
3-3.妊婦健診事業															(単位:人) 実績 実施状況					
妊婦健診事業	健康増進室	妊娠・出産期から子育てまでの途切れない支援に配慮することが重要であり、母子保健施策の推進の一環として、妊婦の健康診査にかかる費用を助成しています。	230	230	230	230	220	220	220	220	210	210	213人 (2/18現在) 見込み 233人	妊娠届出(母子健康手帳交付時)に妊婦健診の受診票14回分を交付し、費用助成を行っています。	妊娠期からの支援の成果としては、母子健康手帳交付時に保健師による面接を実施し、健康管理や心配ごとなどについて助言したうえで受診票を交付している点があります。	妊婦一般健診についての望ましい基準が公布されたことに伴い、検査項目の追加に対応して受診票を変更します。(平成28年4月1日から)		P60		

施策(網掛け)及び 取組・事業	担当部署	事業の内容	計画における目標値										事業実施状況			H27評価・検証結果			備考
			H27		H28		H29		H30		H31		H27			課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
			見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	確保	実績	実施状況				
			見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	確保	実績	実施状況				
3-4.乳児家庭全戸訪問事業 (単位:人)														実績	実施状況				
乳児家庭全戸訪問事業	健康増進室	訪問スタッフ、保健師等が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行い、親子の心身の状況や養育環境を把握しています。支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、母子の孤立を防ぎ、適切な支援につなげていきます。	230	230	220	220	220	220	210	210	200	200	H27.4～H28.1月実績対象者177人 実績175人 見込み217人	長期入院と里帰りの2人を除き、全員に訪問を実施しています。家庭訪問をすることで、養育環境を実際に確認し、家族状況を把握できます。支援が必要な家庭は、関係機関と連携し、適切な支援につなげ不安の軽減も図っています。	育児経験の豊かな従事者等が訪問することで、育児不安も相談でき、安心して育児に臨むことができます。	従事者の研修会を実施し、スキルアップをして訪問できるようにします。		P61	
3-5.養育支援訪問事業 (単位:人)														実績	実施状況				
養育支援訪問事業	健康増進室	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行います。	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	H27.4～H28.1月実績対象者4人 実績4人 見込み5人	特に支援が必要な家庭は、保健師と要対協と一緒に家庭訪問を実施。連携し、継続的に支援ができるようにしています。	妊娠届出場所が湯之谷庁舎へ集約されたことにより、ハイリスクケースを早めに把握でき、早期に介入できました。	今後も適切な支援ができるよう要対協等、関係機関と連携していきます。		P62	
3-6.子育て短期支援事業																			
子育て短期支援事業	-	短期入所生活援助(ショートステイ)事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に保護するものです。 また、夜間養護等(トワイライトステイ)事業は、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護するものです。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現在実施していません。	受け入れ施設(児童養護施設)を新たに開設することは頻度を想定した場合に困難と考えます。	要保護児童の状況を勘案しながら、ファミリーサポートセンター事業等代替可能な資源も検討する必要があります。 (参考:現在、県内で実施しているところは新潟のみ)		P63		
3-7.ファミリー・サポート・センター事業 (単位:人)														実績	実施状況				
依頼会員	子ども課 (子育て支援センター)	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	6 (1月末現在)	放課後児童クラブの利用増に伴い、登録者は横ばい傾向です。	依頼会員の登録は増えているものの、もしものときの保険的に利用されており、日々の利用がありません。	他市の実施状況を調査し、利用しやすい体制・料金を検討します。	P63		
提供会員			10	10	11	11	11	11	12	12	13	13	3 (1月末現在)	新規登録者が増加しませんでした。	登録のみで活動のない会員もあり、退会されるケースが見られます。	同上			
3-8.一時預かり事業 (単位:実人数・幼稚園のみ延人数)														実績	実施状況				
保育園	子ども課	保護者の社会参加や病氣、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のため、一時的に子どもを保育園等で預かる事業です。	720	720	655	655	609	609	559	559	523	523	401	緊急時等の子育て支援のため市内の全保育園・幼稚園で実施しています。	堀之内子育て支援センターで実施していた一時預かり終了ということも含め、より一層利用しやすいように、PRに努めました。また、公立においては時間単位の料金設定に変更しました。	園開放に参加している保護者からは事前に園との関係ができていたため利用しやすいという声がありました。今後も緊急時に利用しやすい総合的な体制づくりに努めます。	P64		
幼稚園(在園児対応)			7,105	7,105	6,860	6,860	6,685	6,685	6,475	6,475	6,300	6,300	1,923						
ファミリー・サポート・センター事業における依頼会員	子ども課 (子育て支援センター)	※ここでは、保育園での一時保育、幼稚園での在園児対象の預かり保育、ファミリー・サポート・センター(就学前児童対象分)、地域子育て拠点施設等での一時預かりが対象となっています。	5	5	6	6	8	8	8	8	8	8	11 (1月末現在)	利用回数は、1月末現在7人。各保育園で一時預かりの体制が整ったこともあり利用が減っています。	依頼会員の登録は増えているものの、もしものときの保険的に利用されており、日々の利用がありません。	他市の実施状況を調査し、利用しやすい体制・料金を検討します。			
ファミリー・サポート・センター事業における提供会員			10	10	11	11	11	11	12	12	13	13	3 (1月末現在)	利用数の減少に伴い、提供会員も減ってきています。	登録のみで活動のない会員もあり、退会されるケースが見られます。	事業内容の効果的なPR方法を検討し、提供会員の確保に努めます。			

施策(網掛け)及び 取組・事業	担当部署	事業の内容	計画における目標値										事業実施状況			H27評価・検証結果			備考
			H27		H28		H29		H30		H31		H27			課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
			見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	確保	実績	実施状況				
			見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	確保	実績	実施状況				
3-9.延長保育事業 (単位:実人数)														実績	実施状況				
延長保育事業	子ども課	保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に保育を行う事業です。	431	431	422	422	413	413	404	404	395	395	716	市内全保育園で実施しています。公立では全園19時まで、小出保育園では22時まで、清心保育園では19時30分(土曜は19時)までそれぞれ開園しています。	公立保育園においては、延長保育料が発生する時間帯の見直しを行い、標準時間認定の方には延長保育料がかからないよう改正しました。	保護者の就労形態を勘案しながら事業を継続実施します。		P66	
3-10.病児病後児保育事業 (単位:定員数)														実績	実施状況				
病児保育	子ども課 (子育て支援センター)	病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かるものです。	3	0	3	3	3	3	3	3	3	3	-	小出病院内に病児・病後児保育室を整備中です。	小出病院内で実施体制整備を整えます。	28年度小出病院にて事業開始予定です。		P66	
病後児保育		2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	2	魚沼市子育て支援センターで病後児保育を実施しています。	利用者見込みが10人程度と少なくなっています。普及啓発を進めます。	28年度小出病院に事業を移転し実施します。				
3-11.放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (単位:登録児童数)														実績	実施状況				
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	子ども課	主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。	419	420	407	420	394	420	382	420	369	420	396	市内の各小学校区で児童クラブを実施し、放課後や長期休暇時に監護する者がいない児童を受け入れました。	平成27年度から小学校6年生(これまで小4まで)まで対象者を拡大し、利用児童数は大幅に増加しました。堀之内放課後児童クラブを新たに小学校敷地内に建設した施設に移転しました。	待機児童が生じないよう事業を継続実施します。平成28年4月から伊米ヶ崎放課後児童クラブを伊米ヶ崎小学校内に、入広瀬放課後児童クラブを入広瀬幼稚園舎に移転する予定です。また、平成29年4月に開校する湯之谷小学校新校舎に新たな児童クラブを設置することとして準備を進めています。		P68	

施策(網掛け)及び取組・事業	担当部署	事業の内容	事業実施状況	H27評価・検証結果			備考
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
4-1.幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進							
幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進	子ども課	本市では、現在、「認定こども園」の設置はありません。1号ニーズに対応できる「幼稚園」は市内に2施設(公・私立各1園)ありますが、市内全域を対象とした募集に対して、定員を大幅に下回っています。 ニーズ調査結果から、幼稚園のほか、少数ながら認定こども園の利用希望もあり、保護者の幼児教育への関心が伺えます。 まずは、既存施設の有効利用を図ることを第一とし、居住地から近い施設でもニーズを満たすことができるように、既存施設からの認定こども園への移行について検討を始めます。	H27 未満児保育ニーズへの対応を目的に守門幼稚園と守門保育園を統合した幼保連携型認定こども園「すもんこども園」の建設を進めています。 (工期:平成26年12月22日～平成28年6月30日)	現在建設を進めている「すもんこども園」については、市内初の認定こども園として平成28年度中の開園を予定しています。 その他の園の認定こども園への移行については、検討が進んでいません。	1号ニーズに対応できるよう、民営化、統合の議論とあわせて保育園の認定こども園化の検討を進める必要があります。		P71
4-2.質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方針							
質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方針	子ども課	子どもの健やかな育ちを等しく保障し、本計画の基本的な視点である「子ども、家庭、地域の力」を育て、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児期における教育・保育の「環境」及び「質」の向上を図ります。 そのために、幼稚園教諭、保育士等の人材確保、教職員の資質向上のための研修の実施、職員の処遇改善を図ります。 また、既存施設の有効利用など適正な施設規模の確保、地域型保育事業導入の推進を図るとともに、財政健全化の観点から、公立保育園の民営化を含めた施設整備について検討を始めます。 地域の子育て支援では、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」などの事業の充実を図るほか、保護者や地域の子育ての力が高まるよう、地域性や園の特色を生かした活動、地域交流を通じて、子育ての視点に立った親支援、地域での子育て支援の推進を図ります。	H27 ・教育・保育の質の向上等のための研修 新潟県保育士会や新潟県保育連盟が実施する研修会に保育士を派遣し、職員の資質向上、保育・教育の質の向上に取り組ましました。 ・公立保育園民営化の取組 魚沼市子ども・子育て会議において、公立保育園の民営化の議論に着手しました。 ・放課後児童クラブの充実 平成27年度から対象児童が小学6年生まで拡大したことから、登録児童数は大幅に増加しました。 堀之内放課後児童クラブは堀之内小学校敷地内に新施設を建設し、平成27年7月に移転しました。 ・一時預かりの充実 全ての保育園で一時預かりを実施しています。 平成27年からは1時間単位で利用できる料金設定を行い、利便性の向上を図りました。 ・親支援、子育て支援の推進 子育て支援センターにおいて、親支援のための各種事業実施しているほか、保育園、幼稚園等を含め、随時子育て相談に応じています。	公立保育園民営化の取組については、子ども・子育て会議の中での議論にとどまっています。 放課後児童クラブは、家庭環境の変化や対象範囲の拡大等により平成26年度に比べて利用児童数が大幅に増加しました。	・教育・保育の質の向上等のための研修 今後も教育・保育の環境や質の向上を目指します。また、保育士等の資質向上を目指し、研修に派遣します。 ・公立保育園民営化の取組 引き続き、公立保育園民営化に係る議論を行います。 ・放課後児童クラブの充実 利用児童数増加に対応し、児童の生活環境の向上を目指して、移転や再編に取り組めます。 ・一時預かりの充実 引き続き、保育園等で一時預かりを行います。 ・親支援、子育て支援の推進 引き続き、子育て支援センターや保育園等で親支援、子育て相談等に対応します。		P71
4-3.幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進							
幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進	学校教育課 子ども課	「幼保小連絡会議」に放課後児童クラブを加え、小1問題だけでなく各年齢で生じる様々な問題等に対し、一貫した指導が行えるよう、情報交換などによる課題を共有するほか、継続して職員及び関係者の共通理解を図ります。 職員の相互理解を深めるため、保育参観、授業参観への積極的な参加や一貫した教育のための合同研修などによる交流の場を設けるなど、連携に努めます。 また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続のために、行事への相互参加など、異年齢交流を推進します。	H27 保育園・幼稚園・小学校においては連絡会議を年2回程度実施しています。 また、各種行事への相互参加により連携に取り組んでいます。	・連絡調整会議において子どもの様子を把握することで幼児期から就学期へ切れ目のない支援を行えるよう取り組んでいます。時期についてはもう少し早いほうが今後の支援が広がるのではないかと意見が保育現場から上がっています。また放課後児童クラブの職員が招集されていない地区もあります。 ・各種行事では職員は子どもの様子を把握する機会となり、児童は異年齢交流によりお互いの成長により刺激となっています。	・連絡会議の時期や回数を含め、個別ニーズがより接続しやすくなるような幼保小間の連携体制の調整を進めていきます。 すべての放課後児童クラブが参加できるよう検討します。 ・職員・児童のほかに就学前の保護者が学校の様子がわかるような取組を検討します。		P72
5.産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保							
子ども・子育てに関する広報・周知	子ども課	市報・お知らせ版、市ホームページ、魚沼市情報メール配信サービス、暮らしのガイド、子育て便利帳を利用した周知活動を行う。	H27 毎月市報、ホームページ、メルマガ配信を利用し、保育園や幼稚園開放事業、子育て支援センター事業の周知活動を実施(私立を含む9保育園、2幼稚園、子育て支援センター)	メルマガ配信で情報内容によっては対象以外にも配信されてしまい、メルマガの登録者減につながりました。	メルマガ配信の未就園児カテゴリを追加。 事業周知等の情報提供を継続実施。 支援センター以外で実施する親子ふれあい広場周知追加(2園)。		
子ども・子育てに関する相談受付	子ども課 (子育て支援センター) 市民生活室 健康増進室	市民相談センター、民生委員・児童委員、保育園・幼稚園、子育て支援センター、保健師を活用して、妊娠、出産、育児、生活にかかる不安を取り除き、解消する。	H27 保育園等では日々の保育や園開放事業で気軽に相談に応じる体制を作っています。 支援センターでは日々の広場開放や電話で相談に応じるほか、毎週月曜の計測日に看護師による相談、第2、第3月曜日は栄養相談を実施しました。 市民相談センターでは、担当部署へ取次ぎのほか、傾聴に心がけ相談対応を行ってきました。	子育て支援センターでの栄養相談は祝日の関係で月1回となることがある。また、看護師に相談できる日が計測日の午前のみで、午後対応できていません。 市民相談センターでは、市民に対し、諸制度のしくみや手続きの方法等の助言を行い、必要に応じて相談後のフォローも行いました。	保育園等の相談受付は随時実施を継続します。 子育て支援センターの日々の相談は継続とし、看護師による相談は時間の拡充を検討します。栄養相談は月2回実施します。 市民相談センターでは、引き続き、各部署と連携を図り、情報の共有に努めます。		P73

施策(網掛け)及び取組・事業	担当部署	事業の内容	事業実施状況	H27評価・検証結果			備考
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
6-1.児童虐待防止対策の充実							
子どもからの相談体制確立	子ども課 (子育て支援センター)	子どもスマイルコールを設置して、子ども達から直接「いじめ・虐待等」の相談を受ける。	H27	継続して子どもスマイルコールを設置しています。	自身で電話がかけられるような年齢の子どもの相談に対応できる体制が整っていません。	設置場所や役割の再検討が必要です。	
「子どもスマイルコール」カード配布	子ども課 (子育て支援センター)	「いじめ・虐待等」の相談のための連絡先等周知カードを広く配付する。	H27	子ども課窓口等への設置を行うとともに、平成27年7月1日から虐待かもと思ったら、全国共通ダイヤル「189」カード配布、ポスター掲示を庁舎、公民館、保育園、学校などで実施しました。	7月から24時間対応の児童相談所全国共通ダイヤルがスタート。「189(いちはやく)」の周知を進めていく必要があります。	市報を始め、FMうおぬまなど様々な媒体を通じて、スマイルコール、全国共通ダイヤル「189」を広く周知していきます。	
こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	健康増進室	生まれてから4か月までの乳児の家庭に訪問して、育児不安等について様子を伺う。(H21年から全戸訪問実施)	H27	ほぼ全員に訪問を実施しています。長期入院、里帰り中で訪問できていない人も、電話等で様子確認を実施しています。	従事者の研修では、要対協も一緒に実施。気になるケースは継続支援を実施します。	情報交換や研修会で虐待防止の視点を養ってスキルアップしていきます。	
要保護児童対策地域協議会	子ども課 (子育て支援センター)	虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による要保護児童ネットワークを活用して問題解決を図る。	H27	協議会代表者会議1回、実務担当者会議3回、個別支援ケース会議13回(見込み)を開催し、情報共有と効果的な支援や個別のケース検討を行いました。	精神疾患を持つ保護者の増加、不登校・ひきこもり、若年出産等ケースが多様化しており対応が難しくなっています。	継続して取り組みを実施していきます。対象家庭の増加や困難ケースの増加に対応できる事務局体制整備を検討します。	P74
要保護児童関係機関との協働	子ども課 (子育て支援センター)	要保護児童対策地域協議会の個別ケース支援会議など、関係機関と協働して被虐待児家庭への支援を行う。	H27	児童相談所、市保健師、学校、保育園、幼稚園などとともに被虐待児家庭への支援を行った。必要に応じ関係機関と情報共有を図るほか、一緒に訪問等を実施しました。	個別ケース支援会議で情報を共有し、それぞれの支援へとつなげています。	継続して連携を図ります。	
養育支援訪問事業	健康増進室	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による支援を行う。	H27	妊娠届出時から気になる妊婦は、特定妊婦として対応。出産後は、要対協と同行訪問を実施しています。	早期に介入でき、支援が必要な家庭に関しては、関係機関と連携し、支援を実施します。	訪問先の中には、家事支援を含めた子育て支援が必要なケースも見受けられるため、対応できるような体制も検討が必要か。	
6-2.ひとり親家庭の自立支援の推進							
児童扶養手当	子ども課	18歳以下のお子さん(障害のあるおさんは20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父または母や、母または父に代わって児童を養育している方に支給します。(所得制限有)	H27	新規申請・転入者数 41人(H28.2月末) 資格喪失・転出者数 18人(H28.2月末) 認定者数 373人(H28.02月末) 受給者数 320人(H28.02月末)	135,299,080円の手当を支給できました。現況届の未提出者を0人にできました。	市報、ホームページ、メルマガ配信を活用し、制度の周知及び案内を継続して行います。	
ひとり親医療費助成	子ども課	ひとり親家庭に対する医療費助成(所得制限有)。内容は乳児・子ども医療費助成と同じ。	H27	平成27年度より、中学生までの児童は入院医療費一部負担金を無料としました。受給者大人344人、子ども520人、計864人(H28.2月末)	入院が必要な世帯への負担軽減を図ることができました。	引き続き児童扶養手当との連携により、制度の周知に努めます。	P75
ひとり親に対する放課後児童クラブ負担金の軽減	子ども課	ひとり親家庭の負担金を1/2に軽減する。	H27	放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の負担金を1/2に減額しています。平成27年度における対象世帯数は34世帯で、対象児童数は39人です。	ひとり親家庭の負担軽減を図ることが出来ました。	今後もひとり親世帯に対する負担額の軽減を継続し、ひとり親世帯の子育てを支援します。	
保育料の軽減	子ども課	母子世帯で、非課税世帯等の場合	H27	ひとり親世帯で非課税の場合、保育料は無料。市民税所得割額48,000円未満の世帯は月額保育料1,000円を減額しました。	ひとり親家庭の負担軽減を図ることが出来ました。	今後もひとり親世帯に対する負担額の軽減を継続し、ひとり親世帯の子育てを支援します。	
6-3.障害児施策の充実							
つくしプレー教室	子ども課 (子育て支援センター)	発達に課題のある就園前児童の療育教室	H27	未就園児とその保護者を対象に延べ89回開催しました。水曜日クラス、木曜日クラスの2クラスに分けて対象児19人です。	非常勤職員が中心のため、知識の蓄積が課題です。児は、小集団での活動を通じ、集団に適應できる力を身につけてきました。	研修会等を通じて、非常勤保育士の知識や技術の向上を図ります。また、実施体制強化の検討を行います。	
ステップアップ教室	子ども課 (子育て支援センター)	発達に課題のある就学前児童の療育教室	H27	未就学児とその保護者を対象に延べ51回開催しました。3クラスに分けて対象児26人です。	非常勤職員が中心のため、知識の蓄積が課題です。児は就学に向けて必要な集団参加のスキルを身につけました。	研修会等を通じて、非常勤保育士の知識や技術の向上を図ります。実施体制強化の検討を行います。	P76

施策(網掛け)及び取組・事業	担当部署	事業の内容	事業実施状況	H27評価・検証結果			備考
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
教育相談	学校教育課	障害の状態等に応じて適切な教育を行うための就学相談を行う。	H27 学校教育課に特別支援教育担当職員を配置し、個別面談や就学相談会を行い保護者、本人の教育相談に対応しています。	就学相談25件に対して、教育支援委員会判断を通じ、本人、保護者の意向を尊重して就学先を決定することができました。	在宅医療を伴うなど、障害の状態によって、早期からの相談体制が必要です。教育的ニーズと生活ニーズを含めた総合的な支援を進めるため、相談機関コーディネーター等との連携が欠かせません。		
支援ファイルの活用	厚生室	教育、医療、福祉、労働等の関係機関と連携による相談支援を継続的に実施するための「相談支援ファイル」を作成、活用	H27 ○平成27年度交付状況 H27年度中交付人数 16人 相談支援センター経由 4人 子育てセンター経由 12人(うち一般1人) ※小出特別支援学校の職員向け 33人 ○啓発活動 H27.5.25、保育士向けに利用推進に関する研修会を実施(22人参加)	○活用に関する評価が困難な状況 全体を把握したフォローを行っておらず、利用者の満足度が計れない現状です。 ○障害受容の拒絶 特別に持たされると違和感を感じている保護者が少なからずいらっしゃいます。	活用状況について、支援者側(保育、学校、保健、相談センター等)に対し調査し状況把握と課題確認を行います。 母子手帳等と一元化するなど、障害のあるなしに関わらず子育てをサポートする形式とすることとして見直しできないか検討します。 ※障害者差別に当たらないまでも保護者の心情を汲んだ配慮が必要と考えます。(障害のある子だけに配付することは?) (例)三条市子育てサポートファイル(懸案)財政負担を伴います。子ども、保健、障害の分野の連携が必要です。		
保育園障害児受入れ	子ども課	職員の研修機会をつくり、障害・発達障害児の受入れを行う。	H27 県保育士会や保育連盟等での研修会に参加するほか、園内でも支援方法について定期的に研修を実施しています。	児童の特性を理解し安心できる環境や居場所づくりに配慮した保育に取り組んでいます。 シフト体制のため個々にあった支援方法を職員間で情報統一することが難しいケースがありました。	保護者の気持ちに寄り添いながら児童の特性にあった支援ができるよう研修を継続します。		
放課後児童クラブ障害児受入れ	子ども課	職員の研修機会をつくり、小学生の障害・発達障害児の受入れを行う。	H27 支援員で企画した研修会で障害を持つ児童の特徴や接し方を学ぶテーマで学習したり、1名の職員が日本自閉症スペクトラム学会資格認定講座を受講しました。	研修や学習会による支援員のスキルアップを図り、また、加配対応等で様々な障害を持つ児童を受け入れています。	引き続き支援員の研修機会を確保し、加配職員の配置も含め、どの児童クラブにおいても障害児や発達障害児を受け入れることができるよう体制を整えます。		
保育園・幼稚園巡回相談事業	子ども課(子育て支援センター)	保育園・幼稚園に相談員が訪問し、発達に不安のある児童とその保護者からの相談に応じ、園生活を安心して送られるよう支援する。	H27 保育園、幼稚園を年2回訪問し、支援を担当する保育士に対して、対応に対する助言や支援方針の検討を行いました。訪問回数延べ23回、延べ77人	特別支援学校や魚沼圏域の障害者地域支援センターの協力を得て、支援チームで園への訪問を実施しました。	対象児が家庭生活や園生活がスムーズに過ごせるよう支援チームの体制整備を行う。支援チームメンバーに臨床心理士を加え、体制の充実を図ります。		
相談支援事業	厚生室	「うおぬま相談支援センター」に委託し、身体、知的、精神、発達障害等を対象に様々な相談に対応するとともに、関係機関との連絡調整を図る。	H27 平成27年12月末現在、延べ168人の障害児相談を受けて相談及び支援を実施しました。 魚沼市自立支援協議会内に療育支援部会を設置し、現状・課題の情報共有及び取組の方向性の議論を行いました。 障害福祉サービス事業所において、児童福祉法法定のサービス事業所の視察及び研究を実施中です。	進路の時期に高校在学の生徒に関する相談があります(隠れた発達障害)。 法定のサービス提供体制が十分とはいえません。 ・児童発達センター ・放課後デイサービス 法定の児童発達支援センターが未設置の状況です。 ※魚沼圏域では十日町市がH27から法定へ移行 ※施設整備等の公的資金の補助は、民間事業所に対してのみ	次の点について見直しできないか検討しています。 ○子育て支援センター療育教室の法定サービスへの移行は検討できないか。 ○障害者支援施設で障害児向けのサービスの上げができないか。 ○グレーゾーンの児に対し、保育園及び学童保育を拠点としたサービスの提供ができないか(既に加配職員を配置している状況を発展的に)。		P76

施策(網掛け)及び取組・事業	担当部署	事業の内容	事業実施状況	H27評価・検証結果			備考
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
日中一時支援事業	厚生室	障害のある方に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の休息を目的とした一時的な見守りを行う。	H27 ○H28年2月末支給決定者数の実績 63人(うち児童30人) ○日中一時支援事業の夏季利用調整・検討 7/7 例年、夏季休業中に集中するニーズへの対応を、相談支援部会の位置づけで関係機関を招集して検討、情報交換を実施、夏季休業中の利用者増の対策として、公立学校の介助員の活用を検討しています。	次の送迎問題の継続検討が必要です。 ・市外利用者増に伴い、市内利用希望者のニーズに応えきれない ・事業に付随する送迎範囲が広範囲に及ぶ ・送迎実施事業所への利用者の集中	・市外利用者の制限の検討を行います。(市外事業者の立ち上げ要請) ・魚沼学園の送迎実施の可能性を模索します。 ○サービス形態の研究を行います(利用者の児童福祉法に規定するサービス「児童発達支援・放課後等デイサービス」の選択肢の幅)。		
発達障害への意識啓発	厚生室	一般の保護者に対し、発達障害教育やセミナーの開催をとおして理解を深めてもらう。	H27 ■厚生室:実施なし 参考:市報2月号において障害者差別解消法4月施行に向けた特集で総合的な啓発を実施、同様に3/17権利擁護講演会を実施しました。 ■子育て支援センター 子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」を客観的に捉えることが可能となり、子育てに自信が持てるようになることを目的にペアレントプログラム講座を実施しました。6回コースで参加者は7人でした。	障害を理由とする差別の解消、合理的配慮の提供の大きな視点での市民啓発も必要と考えます。	新潟県事業で発達障害の理解啓発講師派遣の制度があり、厚生室と子ども課とで連携し、積極的な利用を検討します。		
	子ども課(子育て支援センター)			初めての試みであったが当初の参加募集数10人に対し7人で実施でき、子育ての悩みや母の自信につながりました。	継続して取組を実施していきます。		
重度心身障害者医療費助成	厚生室	重度心身障害者の入院・通院に対し、保険診療による自己負担のうち、一部負担金を超える額を助成する。	H27 H27年2月末現在 32人	法定の事務です。制度に基づき、適正な事務執行を行います。	引き続き、当事者への周知を行います。		
年中児発達相談	子ども課(子育て支援センター)	年中児の(保護者の)希望者に対して、発達相談を受ける。	H27 就学指導、療育支援、保育園・幼稚園等関係者が連携して、途切れない支援を実施しました。26人	園訪問、保護者面談等を通じ、医療機関、ステップアップ教室等早期支援につながりました。	事業を継続実施していきます。連携と情報共有を進めます。		
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	健康増進室	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者に日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。	H27 実施実績なし	なし	申請があった場合には遅滞なく給付します。		P76
障害児福祉手当	厚生室	常時介護を要する在宅の20歳未満の最重度の障害児に支給し、福祉の増進を図る。	H27 H27年2月末現在 17人	法定の事務です。制度に基づき、適正な事務執行を行います。	引き続き、当事者への周知を行います。		
特別児童扶養手当	厚生室	一定の障害を有する児童を育てている方に手当を支給し、福祉の増進を図る。	H27 H27年2月末現在 24人	法定の事務です。制度に基づき、適正な事務執行を行います。	引き続き、当事者への周知を行います。		
7.労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携							
職場における子育て意識啓発	商工振興室	・雇用主に対する子育て意識の啓発と支援策の提案等 ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク(くるみん)及び特例認定マーク(プラチナくるみん(仮称))の周知 ・雇用保険の被保険者の方の育児休業中の収入として、育児休業給付金受給があることの周知	H27 ・県発行の「働く女性のハンドブック」を窓口設置しています。 ・男女雇用機会均等月間(6月)に、妊娠・出産等を理由とする不当利益取扱いの禁止を市ホームページで呼びかけました。	制度の周知に取り組んできたが、雇用主まで情報が届くような方法を検討する必要があります。	商工会と連携した取組の他、企業訪問、制度説明会、各種セミナーを通じて周知を図っていきます。		P77